

八王子市立緑が丘小学校 いじめ防止基本方針

1、いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。いじめ防止基本方針については、毎年年度初めに、学校HP等で保護者等に周知するとともに、児童や地域、関係機関等へ内容の説明をする。また、学校いじめ対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直していく。その際は、学校評価も参考にした上で、学校運営協議会でも議題として審議する。

*いじめの定義（いじめ防止対策推進法）…「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（★行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなくなった場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

2、主な取り組み

(1) いじめが起らない学校・学級風土づくり

- ① いじめが起らない学校・学級風土づくりのために、全校朝会・朝の会や帰りの会をはじめ、教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行う。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を目指す。そのために、いじめ防止全校集会及びいじめ防止授業を3回、SOSの出し方に関する授業を1回行う。
- ③ コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④ 自己有用感を高めるためにスモールステップで評価を行い、小さな変化や成長も認め、褒めていく。
- ⑤ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ⑥ たてわり班活動、学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- ⑦ 授業規律や生活指導規律等のスタンダードを徹底し、基礎学力を保証する授業を行う。
- ⑧ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- ⑨ 学校運営協議会の特別専門部会として「緑が丘いじめ等第三者委員会」を常設し、PTAや地域の関係団体等との関係強化を進め、いじめ問題について協議やいじめの解消に向けて、地域ぐるみの対策を、年間を通して進める。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「学校いじめ対策委員会」（いじめ防止や早期発見、迅速解消に向けた対策のための組織）を設置して、月曜日6校時の枠で週1回開催し、児童の情報を共有し、組織的に対応する。当該児童が抱える問題の早期解決を図り、加害児童に対しても、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
 [構成] 校長・副校長・生活指導主幹・コーディネーター（養護教諭）・特別支援教室専門員・
 該当学年以下必要に応じて、スクールカウンセラー・旧担任・専科教員・
 外部機関（SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等）
- ② 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを実施すると共に学校独自のアンケートを適宜実施し、その結果を記録して継続観察していく。チェックリストを作成・共有し全職員で実施する。
- ③ 「子ども見守りシート」を活用し、家庭での気になる行動等について保護者からも情報を集め、いじめの早期発見に努める。
- ④ いじめ総合対策【第3次】上巻P.126(東京都教育委員会HPに掲載)を参考にした「いじめのサイン発見シート」を活用し、継続して児童の様子を注意深く見守る。
- ⑤ 教育相談週間を設け、担任やスクールカウンセラーと児童の二者面談を実施する。
- ⑥ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。5年生に対する全員面談と6年生希望者に対する

面談を実施する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3、いじめが把握された場合の対応

- (1) いじめを把握した時点ですぐに臨時の学校いじめ対策委員会を開き、校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応する。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。その上でいじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者の了解を得て、情報は公開する。
- (3) 記録を残すことを徹底し、学校いじめ対策委員会による「いじめの認知報告書」を作成し、八王子市教育委員会へ提出する。
- (4) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (6) いじめを行った児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (7) いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (8) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (9) 対応経過について、記録をしっかりと残した上で、いじめと認定された行為が、少なくとも3か月以上止んでいて、児童が苦痛を感じていない場合、いじめ対策委員会が判断し、保護者と児童へ報告し同意を得た上で、「いじめ解消報告書」を作成し、八王子市教育委員会へ提出する。
- (10) 「いじめ解消報告書」の提出後も、当該児童に対する見守りを継続するとともに、進級や進学に際し、引継ぎを丁寧に行う。

4、重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは適切な懲戒を行う。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応をする。

5、学校いじめ対策委員会の年間の活動計画

- 4月 いじめ防止研修①
「緑が丘小学校 いじめ防止基本方針」の確認、全教職員に周知
学校HP等で保護者地域に向けて周知
「子ども見守りシート」について保護者に対する説明と配布、学校HPへの掲載
- 6月 ふれあい月間「学校生活のアンケート」の実施。回収後、各担任等から聞き取り、指導
6年生Q-Uテスト実施
いじめ防止全校集会と各クラスいじめ防止授業①、②
「SOSの出し方」に関する授業の実施
- 9月 いじめ防止研修②
- 10月 ふれあい月間標語発表
- 11月 ふれあい月間「学校生活のアンケート」の実施。回収後、各担任等から聞き取り、指導
各クラスいじめ防止授業③
- 2月 ふれあい月間「学校生活のアンケート」の実施。回収後、各担任等から聞き取り、指導
次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要に応じて修正
- 3月 いじめ防止全校集会と各クラスいじめ防止授業④